

広島県告示第四百二十九号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定によって、次のとおり監督処分を行った。

平成二十六年五月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 監督処分をした年月日

平成二十六年五月十五日

二 監督処分を受けた建築士事務所

1 名称及び所在地

有限会社イクニシ建築設計一級建築士事務所

広島市中区十日市町二丁目五番二一号

2 開設者の名称及び代表者の氏名

有限会社イクニシ建築設計事務所

生西 トモ子

3 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別及び登録番号

一級建築士事務所

広島県知事登録一二（二）第二二九七号

三 監督処分の内容

戒告

四 監督処分の原因となった事実

有限会社イクニシ建築設計一級建築士事務所の管理建築士である生西歳行が、建築士法第十条第一項の規定により国土交通省中国地方整備局長から戒告の懲戒処分を受けた。

このことは、建築士法第二十六条第二項第四号に該当する。